

**皮膚疾患治療薬に強みを持つマルホ株式会社と
「在宅医療推進に係る連携・協力に関する協定」を締結します
～市民講演会や専門職向け研修を行います～**

千葉市とマルホ株式会社は、在宅医療の推進を目的に「在宅医療推進に係る連携・協力に関する協定」を、本日6月3日に締結しますので、お知らせします。

また、同協定の締結式を行いますので、併せてお知らせします。

1 協定締結の目的

本協定は、皮膚疾患治療薬に強みを持つマルホ株式会社のノウハウを活用し、市民向けの講演会や医療・介護専門職向けの研修会の開催を通して、本市の在宅医療の推進を図ることを目的とします。

マルホ株式会社は、これまでも市内の職能団体と連携して、皮膚疾患に関する専門職向け研修会を実施しています。今回の協定締結を契機として、在宅医療の質の向上や医療・介護の連携を進めていきます。

2 連携・協力事項

- (1) 在宅診療医、かかりつけ医等の専門職に向けた研修会の開催
- (2) 市民に向けた疾患啓発活動
- (3) 地域医療連携のためのネットワーク活動支援
- (4) その他、協定の目的を達成するために必要な事項

3 令和6年度の主な取り組み内容

- (1) 市民講演会の開催
皮膚疾患の啓発に加え、人生会議をテーマにした講演会を開催します。
- (2) 医療・介護専門職向けの研修会の開催
在宅医療に関連する皮膚疾患をテーマに、医療・介護専門職向けに研修会を開催します。

4 協定締結式

- (1) 日時
令和6年6月3日（月）15：00～15：30
- (2) 場所
市役所高層棟4階 市長応接室
- (3) 出席者
マルホ株式会社 執行役員 さとう 佐藤 よしひこ 義彦 様
千葉市長 神谷 俊一

5 添付資料

在宅医療推進に係る連携・協力に関する協定書（案）

＜参考＞マルホ株式会社について

マルホ株式会社は、皮膚科学に特化した製薬企業です。1915年の創業以来、薬の研究・開発や生産、情報提供活動を通して、多くの皮膚疾患に悩む患者さんに応え続けてきました。外用剤（塗り薬）という独自のノウハウを有し、アトピー性皮膚炎やニキビ、乾癬、多汗症、感染症など、幅広い皮膚疾患領域に貢献しています。また、医療用医薬品に加えて、医療用医薬品以外の製品（診断薬、医療機器、化粧品など）・サービス（ウェブサイト、アプリなど）を通じ、未病から診断・治療・予防・アフターケアまで、皮膚の悩みに寄り添った新たな価値の創造に挑戦しています。